

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	香川県立丸亀競技場	所在地	丸亀市金倉町830番地
設置目的	スポーツに関する協議会、講習会等の利用に供することを目的とする。		
規 模	敷地面積10.2ha 建築面積17,923㎡、延べ床面積32,763㎡	設置年月日	平成9年10月10日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	四電エグループ	指定期間	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
委託業務の内容	①施設利用に関する業務 ②施設の維持管理に関する業務 ③利用料金の収受に関する業務 ④県教育委員会が指定するスポーツ教室等の実施に関する業務 ⑤その他指定管理者が行うスポーツ振興事業など県立丸亀競技場の円滑な管理運営を図るために必要な業務	県からの委託料	令和4年度125,323千円 令和5年度125,091千円 令和6年度124,798千円 令和7年度132,859千円 令和8年度131,864千円
導入効果	①利用料金収入の増加 平成18年度 15,781千円→令和7年度 31,302千円（98.3%増） ②利用者数の増加 平成18年度 164,832人→令和7年度 245,884人（49.2%増） ③施設管理、法令等の遵守 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後も感染症対策として施設内の消毒を継続 ④サービス水準の維持・向上 幅広い世代を対象として、無料の子ども向けイベント「キッズスポーツフェスティバル」や中高年対象のウォーキング教室などを開催 利用者獲得のため、小学生サッカー大会など、競技場主催によるスポーツイベントを積極的に開催 無線LAN設置による利用環境の改善		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理 由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続する方が、経費面で有利であると考えられる。 ②事業の実施内容 上記のとおり、利用料金収入及び利用者数の増加、利用者サービスの向上が図られている。 ③施設管理の状況 安全性の確保、快適な施設環境の維持など施設設備の管理が適切に実施されている。 上記①～③の理由より、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	